



レンタカー事業者の皆様へ

- 我が国における国際テロの脅威が現実のものとなっている中、警察では情報収集・分析、水際対策や警戒警備、事態対処、官民連携といったテロ対策を推進しています。
- テロリストが、レンタカーを利用して不法行為を敢行するおそれがあることから、レンタカーを貸し出す場合は、借受人の身分確認や利用目的等を確認し、不審点を感じた場合は警察まで通報をお願いします。



1 外国人の方にレンタカーを貸し出す場合は

- **旅券、在留カード等の提示を求めて、身分確認**を行ってください。
- また、**国際運転免許証等の提示を求めて、日本国内における運転資格の有無を確認**して下さい。

※ 外国の方が日本で運転する場合には、下記何れかの免許が必要です

- ① 日本の免許証
- ② 道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）に基づく国際運転免許証
- ③ 日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有している国地域の免許証で、日本語の翻訳文を添付しているもの（スイス、エストニア、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾）

※ ②国際運転免許証により自動車の運転が認められる期間は「免許の発給日から1年」「日本に上陸した日から1年」となりますので、国際運転免許の有効期限や旅券等に記載されている上陸年月日を確認して下さい。

2 **不審者が来訪した場合、返却された車両内で不審物を発見した場合、レンタカーの未返却事案が発生した場合等は、速やかに、警察に連絡して下さい。**

※ 不審者の例：身分証と顔が違う。身分証の写真にはがされたような跡がある。身分証の提示を拒否する。行先地の申告と利用距離が異なりすぎる。車両返却時に異臭・薬品臭、薬品の残骸が残っている（爆弾？）、レンタカーを返却せず所在不明になっている等

連絡先 最寄りの警察署 又は
香川県警察本部公安課外事対策室 087-833-0110(内線5632)



お客様へのお願い
Request to the guests from foreign countries.

パスポートを見せてください

○ 英語

Please show me your passport.

○ 中国語(北京語)

请出示护照给我们

○ 中国語(台湾)

請出示護照給我們

○ 韓国語

여권을 보여 주십시오.

○ スペイン語

Muéstreme su pasaporte, por favor.

○ ポルトガル語

Mostre me o seu passaporte, por favor.

○ ロシア語

Покажите паспорт.

○ ウルドゥ語

پاسپورٹ دکھائیے۔

